入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年８月12日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

１　工事概要

⑴　工事名　平成25年度与根高架橋上部工（下りＡ１～Ｐ８）工事（電子入札対象案件）

⑵　工事場所　沖縄県豊見城市与根地内

⑶　工事内容

工種	種別	数量
ＰＣ橋工		
	ポストテンション桁製作工	
		型枠　１式
		塗装鉄筋　184ｔ
		コンクリート　1,300㎥
		ＰＣケーブル　6,138m
		緊張　192ケーブル
		主桁製作設備　１式
	架設工（架設桁架設）	
		桁架設　１式
横桁工		
	横桁・連結工	
		塗装鉄筋、コンクリート、ＰＣケーブル他　１式
床版工		
	ＰＣ板工	
		ＰＣ板タイプ１～35　722枚
	床版工	
		型枠、塗装鉄筋、コンクリート他　１式
支承工		
	支承工	
		ゴム支承　64個
		固定装置　60組
橋梁付属物工		
	排水装置工	
		鋼製排水溝　258m
	地覆工	
		コンクリート、型枠、補強鉄筋　１式
	橋梁用防護柵工	
		防護柵アンカー　264組
	橋梁用高欄工	
		高欄基礎　105組
	踏掛版工	
		踏掛版　15㎥
配電線設備工		
	配管・配線工	
		屋外配管　259m
コンクリート橋足場等設置工		
	橋梁足場工	
		横桁用足場防護、側部足場　１式
	橋梁防護工	
		ワイヤーブリッジ防護　１式
仮設工		
	作業ヤード整備工	
		ヤード造成　１式

⑷　工期　契約締結の翌日から平成27年１月20日まで。

⑸　本工事は、技術提案と技術資料（以下「技術資料等」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑹　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。

⑺　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑼　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑽　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出（業務委託料がある場合は、業務委託料の内訳書も含む）を義務付ける試行工事である。

⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⑿　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

⒀　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンド対象工事である。

⒁　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶの構成員は最大２社とする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち「プレストレストコンクリート工事」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　特定ＪＶの代表者は、平成10年度以降に、次に掲げる①、②、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

特定ＪＶの代表者以外の構成員は、平成10年度以降に、次に掲げる①、④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員の１社以上が、平成10年度以降に、次に掲げる①、②、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。